

番 号	17請願第1号 (厚生付託)
受理年月日	平成17年2月28日
件 名	障害者自立支援法案の制定に対する意見書提出に関することについて
提 出 者	<p>社会福祉法人三鷹ひまわり会 理事長 三瓶 和義</p> <p>グループホームかみれん 世話人 吉川 五月</p> <p>リビングハウスマム 所長 中谷 靖夫</p> <p>社会福祉法人にじの会 理事長 石原 英雄</p> <p>社会福祉法人むうぶ むうぶ舎中原 所長 杉山 義直</p> <p>社会福祉法人むうぶ むうぶ舎新川 所長 新納 麗子</p> <p>社会福祉法人むうぶ 食茶房むうぶ 所長 木村 由紀</p> <p>社会福祉法人巣立ち会 巣立ち工房 所長 松岡 恒夫</p> <p>街かど自立センター 運営委員長 南雲 潤</p> <p>社会福祉法人おおぞら会 アクティビティセンターはばたけ 施設長 三浦 明雄</p>
紹 介 議 員	岩田 康男、杉本 英騎
要 旨	

〔請願趣旨〕

介護保険制度の定時改正を契機とした支援費と介護保険制度との統合論議は、法案化直前の12月に「先送り」となりました。にもかかわらず政府は、2004年10月に厚生労働省が提案した「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」を基調に、2005年2月10日に「障害者自立支援法案」として、今国会に上程しました。

「障害者自立支援法案」には、障がい種別を超えた福祉サービスの一元化や、欠陥だらけの現行福祉施設制度を大幅に見直すなどの積極面もあります。しかしそれを台なしにしかねない問題点もあわせ持っています。

未曾有の財政逼迫を背景としていた改革論議であるため、その中心テーマは当初から財政問題でした。介護保険との統合が「先送り」となった今、上程された「障害者自立支援法案」の主たる財源調達は、「応益負担（定率負担）」による利用者・家族の負担とともに、区市町村の多額の財政負担に大きな期待を寄せています。しかし、障がいのある人の主たる所得保障である障害基礎年金は、生活保護費よりも極めて低く、到底「応益負担（定率負担）」にこたえられる水準ではありません。政府予算を超過した場合、区市町村に課せられる「超過負担」についても、十分な説明はいまだありません。

また「障害者自立支援法案」では、現行の福祉施設制度を再編し、新たに「就労支援」を重点とした事業体系を創設し、特に全国6,000カ所に及ぶ小規模作業所は、NPO法人を取得すれば「事業参加できる」という方向を提案しています。しかし「就労支援」に欠くことのできない「障害者雇用制度」の改革については、全く言及していません。一方、NPO法人を取得した小規模作業所の参加できる事業としては、「地域活動支援センター」（新規創設）が想定されていますが、その給付体系は、裁量的経費とされているため、国の財政責任は極めて不明確です。

こうした問題もさることながら、障がいのある人とその家族等や、福祉サービスの実施機関である区市町村の声を十分反映させる保障のないままに、今法案が審議・採択されようとしています。余りにも拙速過ぎると言わざるを得ません。政府は、みずから「失敗宣言」をした支援費制度創設のときと、同じ過ちを繰り返そうとしているのです。

こうした問題を早期に解決するために、貴議会に対してお願いいたします。

〔 請願項目 〕

- 1 法案の審議に当たっては、特に障がいのある人とその家族等の実態や要望を尊重し、区市町村の意見を十分反映してください。
- 2 扶養義務制度を見直し、特に「応益負担（定率負担）」の検討に当たっては、所得保障の充実を図ってください。
- 3 「施設体系の再編」並びに小規模作業所の事業参入に当たっては、重度障がい者施策並びに障がい者雇用制度を抜本的に拡充するとともに、国の財政責任を明確にしてください。